

兵庫県公報

平成29年9月8日 金曜日 第2933号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の廃止の届出（同）	5
○土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○土地改良区の設立認可（同）	6
○土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○県営土地改良事業の換地処分（同）	7
○県営土地改良事業の工事の完了（同）	7
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	7
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	12
○道路の位置指定（建築指導課）	12
○平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	12

公 告

○平成30年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	12
○二級河川宇治川水系河川整備基本方針の策定（総合治水課）	15
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○落札者等の公示（管理課）	15

告 示

兵庫県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

浜本整形外科耳鼻咽喉科	明石市大久保町大久保町597—10	平成29年4月1日
あきやま歯科クリニック	同 市魚住町錦ヶ丘1—2—4	同
ジャック訪問看護リハステーション	洲本市中川原町三木田438	同
芦屋やなもとペインクリニック	芦屋市船戸町4—1—405	同
朝日ヶ丘タカハシデンタルクリニック	同 市朝日ヶ丘町28—25	同
芦屋おく内視鏡クリニック	同 市大榎町1—25 アクセシオ芦屋1階	平成29年5月1日
訪問看護ステーションホープス	伊丹市若菱町2—45	同 年4月1日
アナザースカイ訪問看護リハビリステーション	同 市山田1—4—10 ビューラーMITA301号	同
共進薬局伊丹店	同 市東有岡1—18—13 1階C号室	平成29年5月1日
スギ薬局昆陽東店	同 市昆陽東1—2—7 阪急オアシス1階	同
ノア整形外科クリニック	相生市那波西本町1—14	同
訪問看護ステーションデューン宝塚	宝塚市栄町1—16—18 喜多第一ビル3階	平成29年4月1日
めぐみ薬局	三木市平田119—9	同
サーバ川西西薬局	川西市西多田2—7—20	平成29年3月21日
まえかわこどもクリニック	同 市火打1—2—1 キセラ川西オリヴィエ1—1	同 年5月1日
キセラ川西ハートフル薬局	同 市火打1—2—1 キセラ川西オリヴィエ1階	同
中塚歯科医院	小野市王子町521—1	平成29年4月1日
まえだ内科神経内科クリニック	加西市野上町274	同



兵庫県告示第812号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
うすい整形外科	明石市魚住町清水2241 山栄ビル1階	住所表示
医療法人社団医仁会訪問看護ステーションふくやま	同 市西明石北町3—1—23	所在地
訪問看護ステーションかけはし	同 市二見町東二見185—1	同 上
ステップこはま訪問看護ステーション	宝塚市小浜4—5—6	医療機関名称
ステップこはま24hケアステーション	同 上	同 上
すみれ訪問看護ステーション	宝塚市中州1—1—1 102号室	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
浜本整形外科耳鼻咽喉科	明石市大久保町大久保町597—10
飯島歯科医院	同 市大明石町1—7—4 白菊グランドビル5階
水田歯科医院	同 市荷山町1855—60
左海整形外科	洲本市本町7—4—4
藤井内科医院	芦屋市親王塚町1—4—202
芦屋やなもとペインクリニック	同 市船戸町4—1—405
伊藤耳鼻咽喉科医院	三木市緑が丘町東1—1—47
めぐみ薬局	同 市平田119—9
岡部医院	高砂市神爪1—3—10 ザ・サンライズ宝殿201号
サーバ川西西薬局	川西市西多田2—7—20
まえだ内科神経内科クリニック	加西市野上町274
奥藤歯科医院	朝来市和田山町東谷188—4
鷹巣診療所	宍粟市千種町鷹巣482—1



兵庫県告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
伊丹中央町クリニック	伊丹市中央3—2—6



兵庫県告示第814号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
コスモス薬局城南	豊岡市城南町11—3	有限会社由良薬局	豊岡市出石町町分21—1	平成29年5月1日

ユーアイ調剤薬局伊保店	高砂市伊保崎南7-15	有限会社ユーアイ調剤薬局	高砂市高砂町農人町1895-2	同 年3月1日
特別養護老人ホームほうらいの里	赤穂郡上郡町中野1118-1	社会福祉法人勝心会	赤穂郡上郡町中野1118-1	同 年4月1日



兵庫県告示第815号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
あっぷる訪問介護事業所明石西	明石市二見町東二見279-1	株式会社あっぷる	姫路市古二階町63	所在地
あっぷる居宅介護支援事業所明石西	同 上	同 上	同 上	同 上
あっぷるレンタル事業所明石	同 上	同 上	同 上	同 上
訪問看護ステーションかけはし	明石市二見町東二見185-1	神戸医療生活協同組合	神戸市長田区腕塚町2-2-10	同 上
パナソニックエイジフリーケアセンター明石藤江・訪問入浴	同 市藤江1054-1	パナソニックエイジフリー株式会社	門真市大字門真1048	事業所名称・所在地
ケアプランセンター鈴音	赤穂市尾崎1178-3	株式会社竹富	大阪市中央区島町1-1-1	事業所名称
すみれ訪問看護ステーション	宝塚市中州1-1-1-102	医療法人回生会	宝塚市野上2-1-1-2	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
田中あかちゃん子どもクリニック	伊丹市行基町1-107 伊丹行基町医療モール2階	田 中 真 也	西宮市西宮浜4-12-5-909
本田医院	同 市御願塚1-5-20	本 田 泰 啓	伊丹市御願塚2-5-9-205
西脇市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	西脇市郷瀬町605-1	西脇市長	西脇市郷瀬町605



兵庫県告示第816号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
北 条 功	尼崎市大庄中通3-78-2-303	北条鍼灸接骨院	芦屋市東山町29-23	平成29年4月7日
吉 田 裕 男	川西市萩原台西2-295	吉田接骨院	伊丹市伊丹2-2-30	同 年5月2日
高 木 健	明石市大久保町大窪718-8	すばる整体整骨院	加古川市野口町坂元65-3	同 年4月1日
南 好 雄	川西市寺畑1-14-19	株式会社孫の手 倶楽部赤羽マッ サージ治療院	東京都北区赤羽西1-17-6 佐藤ビル701号	同



兵庫県告示第817号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地
荻 野 誠 司	宝塚市中山五月台5-2-1-201	よこやま鍼灸整骨院	宝塚市山本西2-7-3-101



兵庫県告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、平成29年8月16日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
片田土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	片田地区	平成29年9月8日から 同 月28日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
岩見の里土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	岩見構下地区	平成29年8月21日



兵庫県告示第820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、平成29年8月22日に適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
東播用水土地改良区	土地改良施設維持管理事業	東播用水地区	平成29年9月8日から 同 月28日まで	神戸市役所 明石市役所 加古川市役所 三木市役所 加古郡稲美町役場



兵庫県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年8月28日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	百合地区	平成29年9月8日から 同 月28日まで	豊岡市役所

~~~~~  
**兵庫県告示第822号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成29年8月18日県営土地改良事業（農地整備事業）御陵Ⅰ期地区の換地処分をした。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

~~~~~  
兵庫県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
ため池等整備事業	馬口池	篠山市小枕	平成26.10.1	平成29.2.22	

~~~~~  
**兵庫県告示第824号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 株式会社 I H I 相生事業所  
 相生市相生5292番地  
 事業所長 小 澤 重 雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 株式会社 I H I 相生事業所  
 相生市相生5292番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                     |                                |                                |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 種 類                 | 74号 特定事業場から排出される水の処理施設 (No. 1) | 74号 特定事業場から排出される水の処理施設 (No. 2) |
| 能 力                 | 80m <sup>3</sup> /日            | 120m <sup>3</sup> /日           |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   | 許可後                            | 同 左                            |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   | 着手後8箇月                         | 同 左                            |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   | 完成後                            | 同 左                            |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続                         | 同 左                            |
| 使用時間の季節的変動の概要       | なし                             | 同 左                            |
|                     | 区 分                            | 通常 最大 通常 最大                    |

|                                                  |                              |         |         |         |         |
|--------------------------------------------------|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | —       | —       | —       | —       |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 10以下    | 10      | 5       | 10      |
|                                                  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       | 30以下    | 30      | 9       | 30      |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 40以下    | 40      | 40以下    | 40      |
|                                                  | リン含有量<br>(単位 mg/L)           | 2.1     | 3.8     | 2.1     | 3.8     |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 2以下     | 2       | 1.5以下   | 1.5     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 80      | 80      | 100     | 100     |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

|                           |         |                          |         |                          |       |    |
|---------------------------|---------|--------------------------|---------|--------------------------|-------|----|
| 種                         | 類       | 排水処理施設                   |         |                          |       |    |
| 型                         | 式       | 重力式砂ろ過器+下向流固定床型          |         |                          |       |    |
| 構                         | 造       | 鋼板製+内面エポキシ塗装板製+内面ゴムライニング |         |                          |       |    |
| 主                         | 要       | 寸                        | 法       | φ0.8m×2.3m<br>φ1.1m×4.1m |       |    |
| 能                         | 力       | 120m <sup>3</sup> /日     |         |                          |       |    |
| 汚                         | 水       | 等                        | の       | 処                        | 理     |    |
| 方                         | 式       | 砂ろ過+活性炭吸着+滅菌             |         |                          |       |    |
| 工                         | 事       | 着                        | 手       | 予                        | 定     |    |
| 年                         | 月       | 日                        | 許可後     |                          |       |    |
| 工                         | 事       | 完                        | 成       | 予                        | 定     |    |
| 年                         | 月       | 日                        | 着手後8箇月  |                          |       |    |
| 使                         | 用       | 開                        | 始       | 予                        | 定     |    |
| 年                         | 月       | 日                        | 完成後     |                          |       |    |
| 使                         | 用       | 時                        | 間       | の                        | 間     |    |
| 隔                         | 及       | び                        | 1       | 日                        | 当     |    |
| た                         | り       | の                        | 使       | 用                        | 時     |    |
| 間                         | 間       | 24時間連続                   |         |                          |       |    |
| 使                         | 用       | 時                        | 間       | の                        | 季     |    |
| 節                         | 的       | 変                        | 動       | の                        | 概     |    |
| 要                         | なし      |                          |         |                          |       |    |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び | 区       | 分                        | 処理前     |                          | 処理後   |    |
|                           |         |                          | 通常      | 最大                       | 通常    | 最大 |
|                           | 水       | 素                        | イ       | オ                        | ン     | 濃  |
|                           | 度       | (                        | 水       | 素                        | 指     | 数) |
| 5.8~8.6                   | 5.8~8.6 | 5.8~8.6                  | 5.8~8.6 |                          |       |    |
| 生                         | 物       | 化                        | 学       | 的                        | 酸     |    |
| 素                         | 求       | 要                        | 量       | (                        | 単     |    |
| 位                         | mg/L)   | —                        | —       | —                        | —     |    |
| 化                         | 学       | 的                        | 酸       | 素                        | 求     |    |
| 要                         | 量       | (                        | 単       | 位                        | mg/L) |    |
| 10                        | 10      | 5                        | 10      |                          |       |    |



|                                                                            |                                  |      |     |        |     |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------|-----|--------|-----|
| 処理後の汚水等の汚染状態の通常<br>の値及び最<br>大の値                                            | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)           | 30   | 30  | 9      | 30  |
|                                                                            | 窒素含有<br>量<br>(単位 mg/L)           | 40   | 40  | 40 以下  | 40  |
|                                                                            | リン含有<br>量<br>(単位 mg/L)           | 5 以下 | 5   | 2.1    | 3.8 |
|                                                                            | ノルマルヘキサン抽出物質含有<br>量<br>(単位 mg/L) | 2    | 2   | 1.5 以下 | 1.5 |
| 使用時における当該汚水等の処理施設<br>による処理前及び処理後の汚水等の通<br>常の量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                                  | 100  | 100 | 100    | 100 |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分                        |    | 変更前     |         |         |         |
|--------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 排水口名                           |    | 3A-1    | No. 5   | 2A-7    | 2A-8    |
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日)  | 通常 | 550     | 0       | 495     | 8,455   |
|                                | 最大 | 730     | 370     | 573     | 8,775   |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)              | 通常 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
|                                | 最大 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 通常 | —       | —       | —       | —       |
|                                | 最大 | —       | —       | —       | —       |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)          | 通常 | 10      | 10      | 10      | 10      |
|                                | 最大 | 20      | 20      | 20      | 20      |
| 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)         | 通常 | 30      | 30      | 30      | 30      |
|                                | 最大 | 35      | 40      | 40      | 40      |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)             | 通常 | 6       | 25      | 26      | 6       |
|                                | 最大 | 18      | 40      | 40      | 10      |
| <sup>リン</sup> 含有量<br>(単位 mg/L) | 通常 | 0.6     | 0.6     | 0.6     | 0.6     |
|                                | 最大 | 1       | 1       | 1       | 1       |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)   | 通常 | 1.5     | 1.5     | 1       | 1.5     |
|                                | 最大 | 1.5     | 1.5     | 1.5     | 1.5     |

| 変 更 後            |                  |         |                  |
|------------------|------------------|---------|------------------|
| 3 A-1            | No. 5            | 2 A-7   | 2 A-8            |
| 変<br>更<br>な<br>し | 変<br>更<br>な<br>し | 100     | 変<br>更<br>な<br>し |
|                  |                  | 100     |                  |
|                  |                  | 5.8~8.6 |                  |
|                  |                  | 5.8~8.6 |                  |
|                  |                  | —       |                  |
|                  |                  | —       |                  |
|                  |                  | 5       |                  |
|                  |                  | 10      |                  |
|                  |                  | 9       |                  |
|                  |                  | 30      |                  |
|                  |                  | 40 以下   |                  |
|                  |                  | 40      |                  |
|                  |                  | 2.1     |                  |
|                  |                  | 3.8     |                  |
|                  |                  | 1.5 以下  |                  |
| 1.5              |                  |         |                  |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年9月8日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び相生市市民生活部環境課



兵庫県告示第825号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合  
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 変更認可の年月日  
平成29年8月28日



兵庫県告示第826号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置             | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------|---------------|---------------|
| 第H29但馬位置<br>0005号 | 29. 8. 28        | 豊岡市日高町土居字狐隈35番2 | 8. 53         | 76. 33        |



兵庫県告示第827号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から適用する。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中36の次に次のように加える。

37 旅券発給等業務委託契約

公 告

平成30年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

平成30年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 広告の掲載期間・広告媒体  
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。  
(注) 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。  
(1) 平成30年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。  
(2) 平成30年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

## 2 県封筒の仕様等

| 封筒の種類  | 長形3号(定型)                                                                                                                    | 角形2号(A4判)           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 用紙     | クラフト紙、サイド貼り                                                                                                                 | 同左                  |
| 広告掲載箇所 | 裏面(縦11cm以内×横16cm以内)                                                                                                         | 裏面(縦20cm以内×横22cm以内) |
| 広告刷り色  | 黒1色                                                                                                                         | 同左                  |
| その他    | (1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。<br>(2) 枠外に次の旨を表記する。<br>「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○(広告主の名称・電話番号)<br>兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」 |                     |

(参考) 過去の発注実績

| 年 度    | 長形3号(定型) | 角形2号(A4判) |
|--------|----------|-----------|
| 平成25年度 | 348 千枚   | 262.0 千枚  |
| 26年度   | 333 千枚   | 323.5 千枚  |
| 27年度   | 318 千枚   | 323.5 千枚  |
| 28年度   | 331 千枚   | 333.0 千枚  |

## 3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

## 4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

## 5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 兵庫県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと兵庫県が認める者

## 6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの

- (9) 当該広告内容を、兵庫県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと兵庫県が認めるもの

#### 7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。
  - ア 平成30年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）
  - イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）
  - ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類
  - エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）
    - ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲載する。  
URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/h29huutoukoukoku.html>
- (2) 上記4のただし書の場合における(1)の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

#### 8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 応募に係る広告掲載料の最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

#### 9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成29年9月15日（金）から同年10月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（平成29年10月6日（金）必着）により提出すること。

#### 10 広告掲載権者の決定

- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。

なお、適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。
- (2) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

#### 11 広告掲載権者の責務

- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
- (2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

#### 12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

#### 13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班

TEL (078) 341-7711 内線2043

FAX (078) 362-3902



**二級河川宇治川水系河川整備基本方針の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川宇治川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び神戸県民センター神戸土木事務所において公表する。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町魚橋字反田868番1、868番1地先里道  
同 市阿弥陀町魚橋字向之野896番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市辻井二丁目3番地の48-203号  
有限会社大地仲介センター 代表取締役 山田弘樹
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年1月20日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-30号（28高砂）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年9月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
Spring-8 兵庫県ビームラインBL24XUに係るフォトンカウンティング型二次元X線検出器 2式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年8月7日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社リガク大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8
- 5 落札金額  
79,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成29年6月27日